

鹿児島県子ども・子育て支援会議条例

平成25年10月11日

条例第63号

改正 平成26年10月10日

条例第53号

平成30年3月23日

条例第9号

令和5年3月22日

条例第15号

令和6年3月26日

条例第9号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、鹿児島県子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 支援会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 支援会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 支援会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 支援会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に所属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「支援会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(委員でない者の出席)

第7条 支援会議又は部会において必要があると認めるときは、その会議に専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 支援会議の庶務は、保健福祉部子ども政策局において処理する。

(平30条例9・令6条例9・一部改正)

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成25年11月規則第64号で、同25年11月21日から施行)

附 則 (平成26年10月10日条例第53号)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行の日=平成27年4月1日)

2 鹿児島県子ども・子育て支援会議は、この条例の施行の前においても、改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項(同法第17条第3項の規定に係るものに限る。)を調査審議することができる。

附 則 (平成30年3月23日条例第9号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日条例第15号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月26日条例第9号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

鹿児島県子ども・子育て支援会議運営規程

(目的)

第1条 この規程は、鹿児島県子ども・子育て支援会議条例(平成25年10月11日条例第63号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、鹿児島県子ども・子育て支援会議(以下「会議」という。)の運営について定めることを目的とする。

(部会)

第2条 会議に次の部会を置く。

名称	委員の定数	所掌事項
認定こども園部会	5名以内	就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項, 第21条第2項及び第22条第2項に定める事項
子どもの生活支援対策部会	6名以内	子どもの貧困対策の推進に係る法律に基づく「子どもの貧困対策計画」に関する事項

2 会議は、認定こども園部会及び子どもの生活支援対策部会の所掌事項について、認定こども園部会及び子どもの生活支援対策部会の決議をもって会議の決議とすることができる。

(緊急措置)

第3条 緊急やむを得ない事由のあるときは、会長は、文書をもって会議に代えることができる。
2 前項の規定は、部会において準用する。この場合において、「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 会議は、原則として公開とする。ただし、認定こども園部会の所掌事項の調査審議に係るものは、非公開とする。

(代理出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員の代理者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、子ども政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この規程は、鹿児島県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例の施行の日から施行する。

附則

この規程は、平成27年11月17日から施行する。

附則

この規程は、平成29年8月8日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。